

第2次瀬戸内町 男女共同参画基本計画

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

平成31年度～令和5年度



はじめに

瀬戸内町における、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、「瀬戸内町男女共同参画基本計画」に基づき、各種施策を推進してまいりました。

しかしながら、職場・家庭・地域など、個々の様々な場面において、固定的な性別役割分担に基づく社会制度や慣行が、依然として根強く残っています。



近年の社会情勢は、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口が減少しており多様性に富んだ活力ある地域社会の発展のためには、あらゆる分野における女性の参画が重要です。

国においては、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、鹿児島県においても「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」が平成30年3月に策定されました。

こうした国及び県の動きを受け、本町におきましても、第1次計画の期間が満了したことを受け、今後5年間における「第2次瀬戸内町男女共同参画基本計画」及び「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定いたしました。

本計画では、女性の活躍推進のための男性働き方や暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性の家庭や地域への更なる参画の推進や、女性が職場や地域で活躍できる環境の整備を行うとともに、重点的な取組として掲げている男女間における暴力の根絶に向けて取り組みます。

今後は、本計画をより実効性のあるものとするために、町民、事業者、各種団体等の皆様と協働して取り組んでいかなければならないと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、アンケートにご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

瀬戸内町長 鎌田 愛人

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の性格 1
- 3 基本理念 2
- 4 基本目標 3
- 5 計画の期間 3

第2章 計画策定の背景

- 1 社会・経済情勢の変化 4
- 2 国の主な動向 7

第3章 計画の内容

- 1 施策の体系 8
- 2 施策の内容 14

【重点的に取り組むこと1】

- ・男女共同参画社会の形成に向けた固定的役割分担意識の解消、教育・学習の推進

【重点的に取り組むこと2】

- ・男女ともに個人の能力を発揮し、希望する働き方ができる環境の整備
(女性活躍推進計画)

【重点的に取り組むこと3】

- ・政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (女性活躍推進計画)

【重点的に取り組むこと4】

- ・男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶

【重点的に取り組むこと5】

- ・生涯を通じた男女の健康支援

【重点的に取り組むこと6】

- ・生活上の困難や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備

【重点的に取り組むこと7】

- ・男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進

第4章 計画の推進

- 1 推進体制の充実 56
- 2 町民等との連携・協働 57
- 3 数値目標 58

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

..... 59

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成12年12月に「第1次男女共同参画基本計画」を策定、平成17年12月に「第2次男女共同参画基本計画」、平成22年12月の「第3次男女共同参画基本計画」を経て、平成27年12月「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、これに基づく取組みが推進されてきたところです。

本町においては、平成25年に「瀬戸内町男女共同参画基本計画」を策定し男女が互いに人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めてきたところですが、男女の不平等感や固定的な性別役割分担意識は根強く存在しています。

また、今後さらに少子高齢化の進行などにより人口構造が大きく変化する中において、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくため、「最大の潜在力」として期待されている女性の力を最大限に発揮できるよう、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

本町においても、この法律に基づく対応が要請されており、男女共同参画社会の形成に向けた取組みは新たな段階に入りました。

このような男女共同参画社会の形成に係る国の動向を踏まえ、本町を取り巻く社会経済情勢の変化に対応する「第2次瀬戸内町男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく法定計画です。
- (2) 国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」を勘案した計画であるとともに、「瀬戸内町長期振興計画」及び「瀬戸内町次世代育成特定事業主計画」「瀬戸内町特定事業主行動計画」との整合性を図りながら、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

- (3) この計画は、「第2次瀬戸内町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に推進します。
- (4) この計画は、「重点的に取り組むこと2」・「重点的に取り組むこと3」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「瀬戸内町女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を一体的に策定します。

3 基本理念

この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」に規定する基本理念に基づき策定します。

「男女の人権の尊重」

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。(第3条第1項)

「社会における制度又は慣行についての配慮」

男女共同参画社会の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の阻害要因となる恐れがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。(第3条第2項)

「政策等の立案及び決定への共同参画」

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、国における政策又は民間の団体（事業者を含む）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
(第3条3項)

「家庭生活における活動と他の活動の両立」

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。(第3条第4項)

「国際的協調」

男女共同参画の推進が、国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行わなければならない。(第3条第5項)

4 基本目標—第2次瀬戸内町男女共同参画基本計画により目指す瀬戸内町の姿

この計画において、男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」に基づき、町民一人ひとりが、個人としての尊厳が尊重されること・性別による差別的取扱いを受けないこと・個人として能力を発揮する機会が確保されることについての意識が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動において、深く浸透することを基本とする男女共同参画施策を推進することによりめざす瀬戸内町の姿を基本目標として定めます。

基本目標

- 男女共同参画社会の実現に向けたまちづくり
- 男女があらゆる分野で活躍できるまちづくり
- 誰もが安心して暮らすことができるまちづくり

5 計画の期間

この計画の期間は、平成31(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間とします。

第2章 計画策定の背景

1 社会・経済情勢の変化

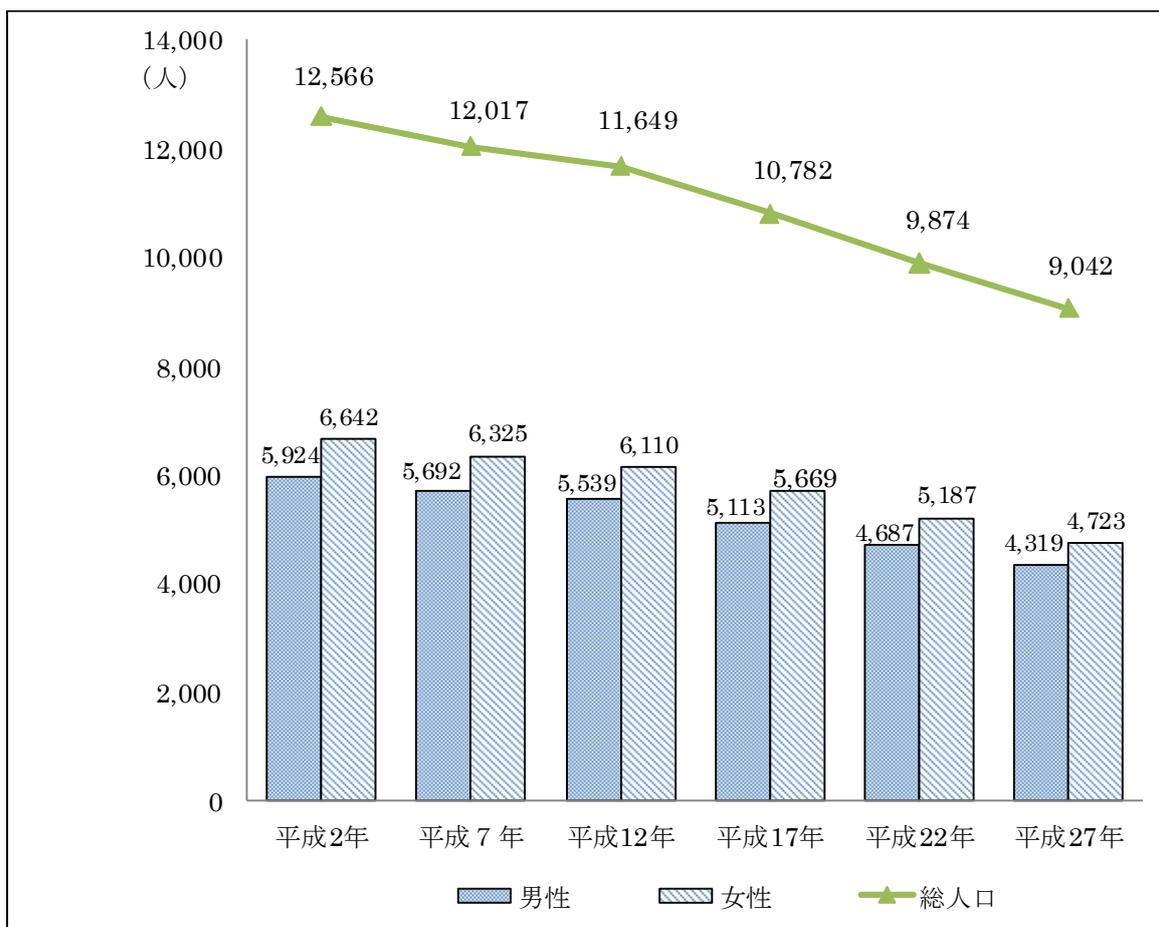
(1) 瀬戸内町の人口の推移

瀬戸内町の総人口は、年々減少傾向にあり、平成2年の国勢調査では12,566人であった人口が、平成27年の国勢調査では9,042人で約3,500人の減少となっています。

人口構成別で見ると、年少人口（15歳未満）・生産年齢人口（15～64歳未満）が減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっております。

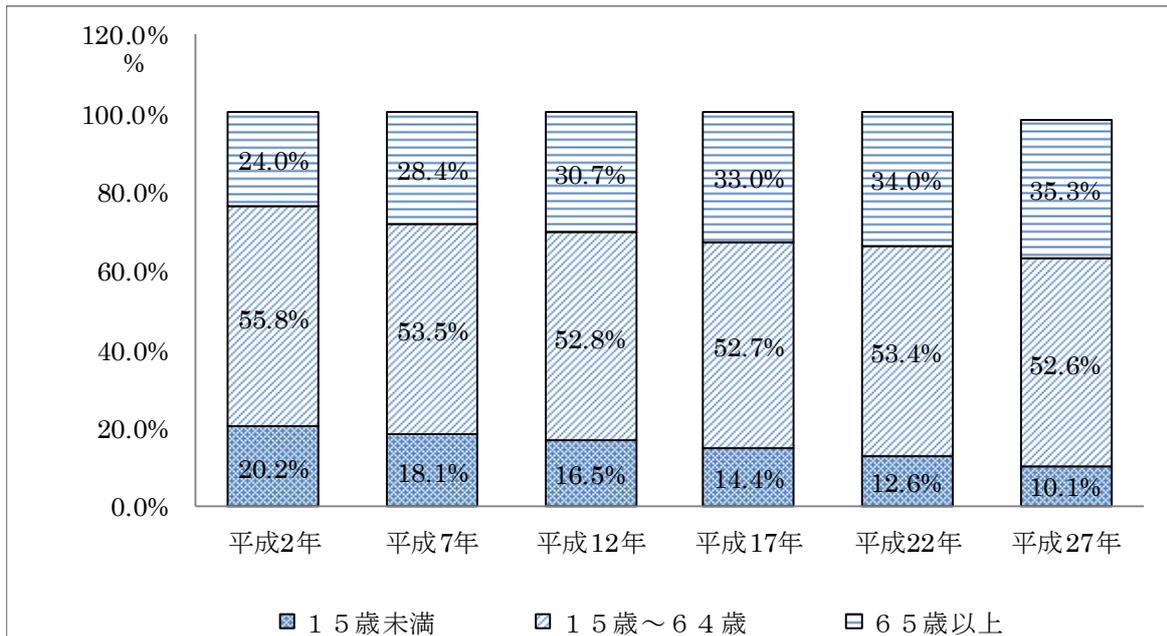
平成27年の国勢調査では、総人口の35.3%が65歳以上の高齢者で、年少人口は10.1%となっています。

人口の推移



資料：国勢調査

人口構成比

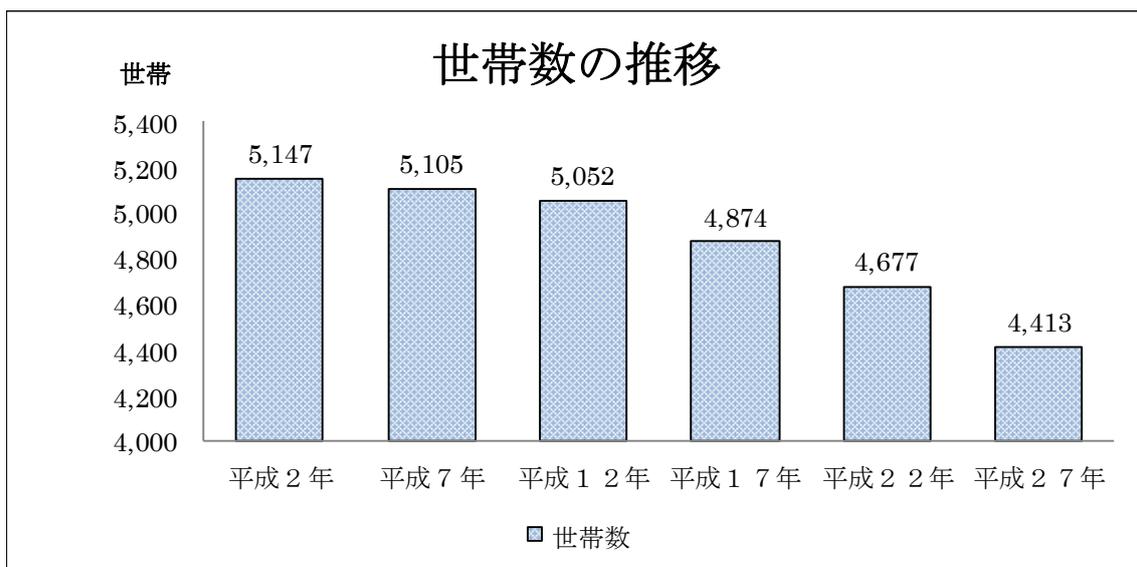


資料：国勢調査

(2) 家族形態の多様化

瀬戸内町の平成27年度の国勢調査での世帯数は4,413世帯で平成2年の国勢調査と比べて734世帯減少しています。

高齢者の単独世帯が増加する一方、夫婦と子ども世帯は減少しており、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。今後さらに世帯数が減少する中、単独世帯が占める割合がさらに高くなることが予想されます。



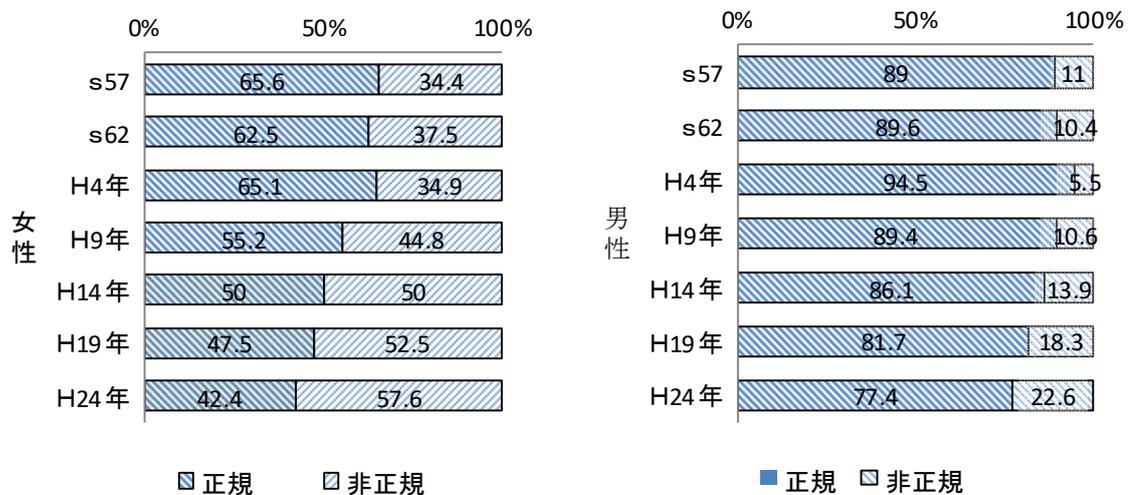
資料：国勢調査

(3) 非正規雇用者の増加と貧困・格差の拡大

鹿児島県の状況において、非正規雇用の割合は増加傾向にあり、性別で見ると、男性に比べて女性の方が非正規雇用者の割合が高くなっています。

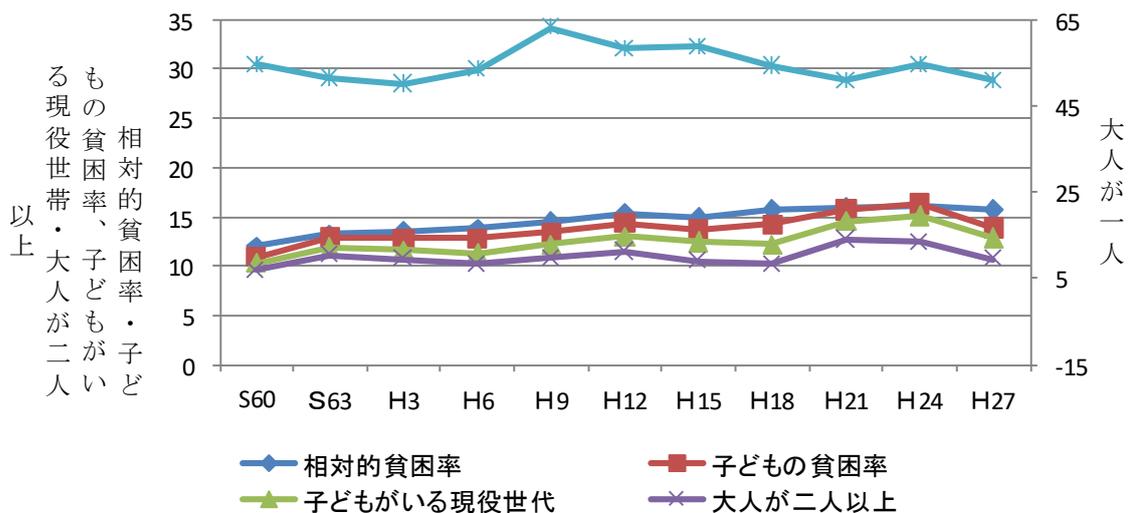
また、貧困について、全国の状況をみると、平成 27 年の貧困線(等価可処分所得中央値の半分、熊本県を除く)は 122 万円となっており「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯の割合、熊本県を除く)は 15.6%となっています。特に大人が一人世帯員では 50.8%と、貧困率は高くなっています。

非正規雇用者の割合の推移 (鹿児島県)



資料：総務省「就業構造基本調査」

※非正規雇用者の割合は「非正規の職員・従業員」/「正規の職員・従業員」+「非正規の職員・従業員」×100
 貧困率の年次推移 (全国)



資料：厚生労働省「平成 28 年度国民生活基礎調査の概況」

2 国の主な動き（「第2次計画」策定(H25.3)以降の動き

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の一部改正
生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く)をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することと改正したいいわゆる「配偶者暴力防止法」が平成26年1月に施行されました。
- (2) 「生活困窮者自立支援法」の施行
生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として、自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業の実施、居住確保給付金の支給等を内容とした「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行されました。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定
女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けるとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が、平成27年8月に制定されました。
- (4) 「第4次男女共同参画基本計画」の策定
社会全体で女性の活躍の動きが拡大している一方、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況や女性のライフスタイル、世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しており、それを解決していくための真に実効性のある取組みが求められている中、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
- (5) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の公布・施行
政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年5月に公布・施行されました。

第3章 計画の内容

1 施策の体系

【重点的に取り組むこと1】 ⇒P14
男女共同参画社会の形成に向けた固定的性別役割分担意識の解消、教育・学習の推進

○取組の方向及び男女共同参画施策

(1-1)男女共同参画意識の涵養を図る広報・啓発の推進 ⇒P15

- 1 男女共同参画について、町民の関心と理解を深める広報活動の充実
- 2 広く町民を対象とした男女共同参画に関する学習機会の提供
- 3 「男女の人権の尊重」を踏まえた視点の浸透

(1-2)学校における男女共同参画に関する教育・学習の推進 ⇒P16

- 4 児童・生徒の男女共同参画意識を醸成する人権教育の充実
- 5 「個人の能力発揮」による児童・生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 6 教職員等学校関係者への男女共同参画に関する学習機会の提供

(1-3)家庭・地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる教育・学習の充実 ⇒P17

- 7 生涯学習等における「男女共同参画の視点」の浸透
- 8 集落において男女共同参画を推進するための学習機会の提供

(1-4)男女共同参画の社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人の男女共同参画意識の涵養を図る取組の推進 ⇒P18

- 9 町役場における男女共同参画意識の涵養を図る職員研修の充実及び固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直し
- 10 あらゆる分野の相談の場に「男女共同参画の視点」を浸透させるための相談員等への学習機会・情報の提供
- 11 子どもの男女共同参画意識に影響を及ぼす幼稚園教諭・保育士への学習機会・情報の提供

(1-5)性の多様性についての正しい理解を深める広報・啓発の促進 ⇒P20

- 12 性の多様性に関する学習機会・情報の提供

【重点的に取り組むこと2】

男女ともに個人の能力を発揮し、希望する働き方ができる環境の整備 ⇒P21
～瀬戸内町女性の職業生活における活躍の推進に関する計画～

○取組の方向及び男女共同参画施策

(2-1)雇用において男女共に個人の能力を発揮できる雇用環境の整備促進 ⇒P22

- 13 経営者層の意識改革、雇用慣行・職場風土改革に向けた情報・学習機会の提供
- 14 雇用の場における男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進に向けた関係法制度の普及・啓発
- 15 個人の能力発揮を阻害するハラスメント防止対策、メンタルヘルス確保に向けた支援
- 16 女性の能力開発に向けた取組
- 17 長時間労働の改善、育児・介護休業、年次有給休暇取得を進める意識啓発

(2-2)様々なライフステージに応じて、男女ともに希望する仕事と生活の調和が図られる就業環境の整備促進 ⇒P25

- 18 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた社会的気運の醸成を図る広報・啓発
- 19 農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行・家庭生活の状況の改善に向けた取組
- 20 多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実・利用促進
- 21 男性の家庭生活への参画を包括的に支援する取組の充実
- 22 多様な働き方のニーズに対応する情報提供・相談支援
- 23 町役場における職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図る取組の推進

【重点的に取り組むこと3】

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ⇒P29

～瀬戸内町女性の職業生活における活躍の推進に関する計画～

○取組の方向及び男女共同参画施策

(3-1)雇用分野における女性の参画拡大を図る取組への支援 ⇒P30

— 24 中小企業における管理職への女性の登用を図る取組への支援

(3-2)行政分野における女性の参画拡大を図る取組の推進 ⇒P31

— 25 審議会等委員への女性の登用促進

— 26 町役場における管理職への女性の登用推進

(3-3)農林水産業・商工業の分野における女性の参画拡大を図る取組への支援
⇒P32

— 27 農林水産業・商工業における経営への女性の参画拡大を図る取組

— 28 農林水産・商工業における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組

(3-4)地域における団体・組織の方針決定への女性の参画拡大を図る取組への支援
⇒P33

— 29 自治会における方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組

— 30 各種機関・団体等における方針決定過程への女性の参画拡大に向けた
広報・啓発

(3-5)防災分野における女性の参画拡大を図る取組 ⇒P34

— 31 地域防災に関わる施策・方針決定過程への女性の参画拡大

— 32 消防団活動への女性の参画拡大に向けた広報・啓発

(3-6)女性のエンパワーメントを支援する取組 ⇒P35

— 33 働く女性のネットワーキングに向けた支援

— 34 女性の人材育成を図るための包括的かつ実践的な学習機会の提供

【重点的に取り組むこと4】

男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶 ⇒P36

○取組の方向及び男女共同参画施策

(4-1)性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない社会環境づくりの推進
⇒P37

- 35 性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない意識の涵養を図る広報・啓発
- 36 子どもや若年層の被害の未然防止及び適切な支援の基盤となる啓発
- 37 性犯罪、ストーカー行為の被害者支援に向けた関係機関の連携体制の充実
- 38 あらゆる場におけるセクシャル・ハラスメントの防止・被害者支援に向けた基盤づくり

(4-2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進 ⇒P39

- 39 被害者の安心と安全確保の充実
- 40 被害者の早期発見に向けた体制の充実
- 41 夫婦間の問題で起きる暴力により影響を受ける子どもへの支援
- 42 交際相手からの暴力(デートDV)の被害者支援
- 43 相談スキルの向上に向けた相談環境・相談体制の充実
- 44 被害者の生活再建に向けた支援

【重点的に取り組むこと5】

生涯を通じた男女の健康支援 ⇒P43

○取組の方向及び男女共同参画施策

(5-1)生涯を通じた女性の健康支援 ⇒P44

- 45 妊娠・出産・育児期における健康支援
- 46 女性特有の疾患の早期発見に向けた健診受診率向上、予防等についての啓発
- 47 性に関する正しい理解の促進に向けた教育の推進、広報・啓発

(5-2)生涯にわたる男女の健康の包括的支援 ⇒P46

- 48 町民一人ひとりの健康意識の向上に向けた広報・啓発
- 49 性別に由来する男女のニーズを踏まえた健康づくりの支援
- 50 潜在する傾向にある相談支援のニーズへの対応
- 51 スポーツ活動・運動を通じた健康づくりの支援

【重点的に取り組むこと6】

生活上の困難や課題を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備 ⇒P48

○取組の方向及び男女共同参画施策

(6-1)複合的に困難な状況にある一人ひとりの生活の安定と自立に向けた男女共同参画の視点を踏まえる包括的な支援 ⇒P49

- 52 ひとり親家庭等の個々の多様な状況に応じた支援
- 53 障がいのある一人ひとりの多様な状況に応じた支援
- 54 高齢者一人ひとりの多様な状況に応じた支援
- 55 子どもや若者一人ひとりの多様な状況に応じた支援
- 56 外国人・性的少数者一人ひとりの多様な状況に応じた支援
- 57 災害時の複合的に困難な状況における男女の多様なニーズや性別に起因するニーズへの対応

(6-2)誰もが安心して暮らすことができる生活基盤の充実を図る取組の推進 ⇒P52

- 58 一人ひとりの人権が尊重される生活環境に向けた、男女共同参画意識の啓発
- 59 子育て・介護に係る困難を支える基盤整備
- 60 町民その他様々な主体の連携・協働による切れ目無い支援体制の整備

【重点的に取り組むこと7】

男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進 ⇒P53

○取組の方向及び男女共同参画施策

(7-1)男女共同参画の視点に立った共助による地域コミュニティづくりへの支援
⇒P54

- 61 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進
- 62 地域コミュニティにおける協働の手法を活用した地域づくり活動

(7-2)男女共同参画の視点に立った多様な住民の参加を進める取組の促進 ⇒P55

- 63 地域コミュニティにおける一人ひとりが尊重される話し合い活動の普及
- 64 「男女共同参画の視点」に立った地域コミュニティづくりを担う身近な人材の育成